

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260202	ヤマラク運輸株式会社 (法人番号 1390001011287) 代表者山口長一	山形県西置賜郡白鷹町大字十王3221番地	本社営業所	山形県西置賜郡白鷹町大字十王3221番地	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第4項	令和7年7月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)、(2)初任運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	2	0
20260202	ヤマラク運輸株式会社 (法人番号 1390001011287) 代表者山口長一	山形県西置賜郡白鷹町大字十王3221番地	南陽営業所	山形県南陽市宮内715番地3	輸送施設の使用停止(20日車)	法第15条第1項第2号	令和7年9月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法(以下「車両法」)第47条)	2	2
20260203	株式会社北都高速運輸倉庫東北 (法人番号 7400502001630) 代表者小野寺勝彦	岩手県西磐井郡平泉町平泉字坂下107番地1	本社営業所	岩手県西磐井郡平泉町平泉字坂下107番地1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和7年9月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法(以下「車両法」)第47条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	11	11
20260203	株式会社大川運送 (法人番号 4400001009731) 代表者佐々木豊秀	岩手県下閉伊郡岩泉町大川字石立98番地4	本社営業所	岩手県下閉伊郡岩泉町大川字石立98番地4	輸送施設の使用停止(260日車)	法第8条第1項、法第15条第1項第2号、法第15条第4項、法第60条第1項	令和7年9月17日及び10月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第1項第5号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)報告義務違反(法第60条第1項)	34	26
20260205	有限会社山城陸運 (法人番号 4020002099604) 代表者山城清行	神奈川県川崎市川崎区田町3丁目10番11号	東北営業所	福島県郡山市田村町上行合字西川原96番	文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和8年1月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

20260210	株式会社丸山運送 (法人番号 7370001006151) 代表者三浦一夫	宮城県仙台市宮城野区港4丁目1番地2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区港4丁目1番地2	輸送施設の使用停止(86日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和7年8月29日、株式会社丸山運送から無車検運行の申告があったことを端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3及び車両法第58条第1項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20260210	姉崎商運株式会社 (法人番号 1410001005443) 代表者高橋清幸	秋田県湯沢市柳田字中嶋218番1	本社営業所	秋田県湯沢市柳田字中嶋218番1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	法第15条第4項	令和7年8月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(2)重傷事故を惹起した運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(3)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
20260210	有限会社サンアイ物流 (法人番号 3420002019233) 代表者米田信行	青森県上北郡おいらせ町深沢平8番地21	本店営業所	青森県上北郡おいらせ町深沢平8番地21	輸送施設の使用停止(42日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年10月16日及び11月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20260216	株式会社米澤商事 (法人番号 9400001004298) 代表者米澤春重樹	岩手県盛岡市大通2丁目6番7号	盛岡営業所	岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口43-2、43-6	輸送施設の使用停止(56日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年11月14日及び28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20260216	株式会社北斗商事 (法人番号 2410001013206) 代表者鎌田堅志郎	秋田県湯沢市杉沢字戸石崎128番地1	本社営業所	秋田県湯沢市杉沢字戸石崎128番地1	文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項、法第60条第1項	令和8年1月23日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)報告義務違反(法第60条第1項)	0	0
20260217	有限会社インダ (法人番号 4420002019513) 代表者石田辰藏	青森県むつ市大曲2丁目13番18号	本社営業所	青森県むつ市大曲2丁目275-1	輸送施設の使用停止(20日車)	法第15条第4項	令和7年11月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20260218	東仙運輸株式会社 (法人番号 5370001005642) 代表者伊藤敬人	宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷西13番地の1	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷西13番地の1	輸送施設の使用停止(38日車)	法第8条第1項、法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年9月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)営業所の位置の変更違反(施行規則第2条第1項第2号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

20260219	株式会社ビーエムロジコム (法人番号 6380001020318) 代表者大山進	福島県本宮市荒井 字北/内60番地7	本社営業所	福島県本宮市荒井字北 /内60番地7	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年11月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20260219	有限会社ガッツ (法人番号 9380002023011) 代表者荒川博之	福島県いわき市錦町 江栗大町37番地	本社営業所	福島県いわき市錦町江 栗大町36番地	輸送施設の使用停止(52日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年11月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。